

国道4号茶畑地区電線共同溝PFI事業

要求水準書

令和6年10月

国土交通省東北地方整備局

目次

第1	総則	1
1	要求水準の位置づけ	1
2	用語の定義	1
3	適用範囲	1
4	事業対象区域	1
5	事業目的	1
6	事業の概要	2
7	業務の内容	3
8	遵守すべき法令等	4
9	秘密の保持	4
1 0	情報管理体制の確保	4
1 1	適用基準	5
1 2	業務の監視	6
1 3	関係者協議会等の設置	6
1 4	事業期間終了時の水準	6
1 5	要求水準の変更	7
1 6	暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について	7
第2	調査・設計業務	8
1	総則	8
2	BIM/CIM 活用業務について	11
3	事前調査業務	13
4	詳細設計業務	13
5	調整マネジメント業務（設計段階）	14
第3	工事業務	17
1	総則	17
2	既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務	24
3	工事業務	24
4	ICT 活用工事（舗装工（修繕工））について	32
5	3次元計測技術を用いた出来形管理について	35
6	BIM/CIM 活用工事について	35
7	調整マネジメント業務（工事段階）	37
8	整備施設の所有権移転業務	38
第4	工事監理業務	39
1	工事監理業務	39
第5	維持管理業務	40

1	基本事項	40
2	点検業務	43
3	補修業務	44
4	台帳作成・管理業務	44
5	調整マネジメント業務（維持管理段階）	45
別紙1	用語の定義	1
別紙2-1	事業対象区域図（設計業務・工事業務）	4
別紙2-2	事業対象区域図（維持管理業務）	5
別紙3	情報取扱者名簿及び情報管理体制図	6
別紙4	工事打合せ簿	7
別紙5	各種証明書申請様式	8
別紙6	「特定調達品目対象一覧表」（土木関係）	9
別紙7-1	舗装構造提案書	10
別紙7-2	舗装構造提案書	11
別紙7-3	舗装構造提案書	13
別紙8	構造提案採否通知書	14

第 1 総則

1 要求水準の位置づけ

「国道4号茶畑地区電線共同溝PFI事業要求水準書」（以下「要求水準書」という。）は、国道4号茶畑地区電線共同溝PFI事業（以下「本事業」という。）の業務を遂行するにあたり、事業者を求める業務の水準（以下「要求水準」という。）である。

事業者は、要求水準を満たす限りにおいて、本事業に関し自由に提案を行うことができるものとする。なお、発注者は選定事業者を特定する過程における審査条件として要求水準を用いる。

また、事業者は、本事業の事業期間にわたって要求水準を遵守しなければならない。発注者による業績監視により事業者が要求水準を達成できないことが確認された場合は、別に定める規定に基づき、業務の対価の減額又は契約解除等の措置がなされる。

2 用語の定義

用語の定義は、各章で定めるほか、「別紙1 用語の定義」による。

3 適用範囲

要求水準書は、本事業に適用する。

4 事業対象区域

（1）事業対象区域の概要

- ① 所在地：岩手県盛岡市神子田町～岩手県盛岡市茶畑一丁目
- ② 事業延長：2.0km（道路延長：1.0km）

（2）事業対象区域の現況

別紙2-1～2「事業対象区域図」による。

5 事業目的

国道4号の盛岡市茶畑地区は、岩手県中部に位置し、交通の大動脈である東北縦貫自動車道の盛岡南ICから盛岡市役所を連絡する重要な区間の一部を担っていることから、電線共同溝を整備し、無電柱化することで、災害時における緊急輸送道路の機能確保並びに、安全で快適な歩行空間の確保を図るとともに、良好な都市景観の形成に向けたまちづくりを支援するものである。

無電柱化がもたらす整備効果である、道路の「防災性の向上、歩行空間の快適性向上及び良好な景観創出」を早期に実現するため、調査設計から施工及び一定期間の維持管理まで含めた包括的かつ長期間の事業契約とする「電線共同溝型PFI」を適用し、「工程の最適化」、「手戻り作業の最小化」、「円滑な事業推進」等による工期短縮に民間企業の技術的ノウハウを積極的に取り入れ効率的・効果的な事業推進を図ることを目

的とする。

6 事業の概要

本事業は、事業対象区域における電線共同溝（管路部・特殊部・横断部）、車道、歩道、道路附属物（以下「本施設」という。）の調査・設計及び工事（以下「整備」という。）、並びに、電線共同溝（管路部・特殊部・横断部）（以下、「維持管理対象施設」という。）の維持管理をPFI法に基づき包括的に実施するものである。

本事業が対象とする範囲は、別紙2-1「事業対象区域図(設計業務・工事業務)」、別紙2-2「事業対象区域図(維持管理業務)」及び次表のとおりである。

対象 区分	上り線				下り線				
	電線 共同溝 (管路部、 特殊部、 連系・引 込部)	歩道 (仮復 旧、本 復旧等)	道路 附属物 (道路照明、 防護柵等)	車道 (仮復 旧、本 復旧等)	電線 共同溝 (横断部)	車道 (仮復 旧、本 復旧等)	道路 附属物 (道路照明、 防護柵等)	歩道 (仮復 旧、本 復旧等)	電線 共同溝 (管路部、 特殊部、 連系・引 込部)
調査・設計 業務	○	○	○	○	○	○	○	○	○
工事 業務	○	○	○	○	○	○	○	○	○
工事監理 業務	○	○	○	○	○	○	○	○	○
維持管理 業務	○	—	—	—	○	—	—	—	○

○：特定事業が対象とする項目

なお、電線共同溝（管路部）の引込管路及び連系管路を含む。

(1) 本施設の概要

本事業の整備対象となる施設の概要は下表のとおりである。

分類	工種	整備内容
電線共同溝等	管路部	電力系管路
		通信系管路
	特殊部	電力系
		通信系
	連系・ 引込部 ^{※1}	引込管路（電力管路、通信管路）
		連系管路（電力管路、通信管路）

	道路 ※2	舗装	車道（仮復旧、本復旧）
			歩道（仮復旧、本復旧）
	道路 附属物 ※2	付属施設	道路照明（単路部、交差点部）、排水構造物、 防護柵、縁石等

※1 連系・引込部について、引込設備及び連系設備は本事業の整備対象外とする。

※2 道路、道路附属物は、設計、工事のみで、管理は道路管理者が行うこととする。

(2) 解体撤去・復旧・移設対象施設

電線共同溝の整備にあたり解体撤去、復旧、移設する施設は次のとおりであり、整備にあたり支障となる施設のみを基本とする。

① 解体撤去、復旧対象施設

車道及び歩道（路盤、舗装）、道路照明、排水構造物、防護柵、縁石等

② 移設対象施設

地下埋設物※1、信号・感知器※2 等

※1 地下埋設物は、当該地下埋設物の各管理者が移設を行い、移設補償費が発生する場合は、発注者が当該地下埋設物の各管理者に支払いを行うものとする。

※2 設計は事業者が行い、移設工事は交通管理者及び発注者と協議調整の上、決定する。

7 業務の内容

事業者が実施する業務は、以下のとおりである。

なお、本事業は、調査・設計から工事及び維持管理までを含めた包括的かつ長期の事業契約として、事業の工期短縮及び協議調整等に対する民間企業の技術的ノウハウを求めるものである。

(1) 調査・設計業務

- ① 事前・調査業務（試掘調査）
- ② 詳細設計業務（電線共同溝詳細設計）
- ③ 調整マネジメント業務（入線業者等との協議など）

(2) 工事業務

- ① 既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務
- ② 整備工事業務（電線共同溝、道路（車道、歩道）、道路附属物の工事）
※電線の入線工事や既存電柱・電線の撤去は業務に含まない。
- ③ 本施設の所有権移転業務
- ④ 調整マネジメント業務（隣接店舗等との出入口調整など）

(3) **工事監理業務**

- ① 工事監理業務

(4) **維持管理業務**

- ① 点検業務
② 補修業務
③ 台帳作成・管理業務
④ 調整マネジメント業務（入線業者等との抜柱・入線及び施設の点検・補修等に係る調整など）

(5) **事業期間**

- ① 調査・設計業務・工事業務：事業契約の締結日～令和14年3月頃（約8年間）
維持管理業務：本施設の完成・引渡し～令和30年3月末（16年間）
なお、事業者の提案に基づき調査・設計業務・工事業務の期間（約8年間）を短縮することができる。工期短縮の提案により、整備期間が短縮された場合においても、維持管理期間は16年間とし、事業完了時期を早めるものとする。

8 遵守すべき法令等

事業者は、本事業の実施にあたり必要とされる関係法令（関連する施行令、施行規則、条例等を含む。）等を遵守しなければならない。

9 秘密の保持

事業者は、本事業により知り得た情報（個人情報を含む。）を、発注者の承諾なしに第三者に開示、漏洩せず、また、本事業以外の目的には使用しないものとする。

10 情報管理体制の確保

事業者は、本工事に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報であって、発注者が保護を要さないことを同意していない一切の非公表情報（以下「要保護情報」という。）を取り扱う場合は、当該情報を適切に管理するため、各共通仕様書に基づき、別紙3を参考に、情報取扱者名簿及び情報管理体制図を記載し、発注者の同意を得なければならない。また、記載内容に変更が生じた場合も、同様に作成の上、あらかじめ発注者の同意を得なければならない。

事業者は、要保護情報を情報取扱者以外には秘密とし、また、本事業の実施以外の目的に使用してはならない。

事業者は、要保護情報を本工事の終了後においても第三者に漏らしてはならない。

要保護情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。

事業者は、本事業完了時に、要保護情報について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。

事業者は、要保護情報の外部への漏えい若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告すること。なお、報告がない場合でも、情報の漏えい等の懸念がある場合は、発注者が行う報告徴収や調査に応じること。

1.1 適用基準

業務実施にあたっては、関連する法令等によるものの他、以下に掲げる基準等（以下、「適用基準等」という。）を適用する。

なお、適用基準等に関して、入札までの間に改訂があった場合には、原則として改訂されたものを適用するものとし、入札後の改訂については、その適用について協議するものとする。

また、適用基準等については、事業者の責任において、関係法令及び要求水準を満たすよう適切に使用するものとする。

要求水準書と適用基準等において、要求水準書の性能が上回る場合は、要求水準書を優先するものとする。

- (1) 東北地方整備局「土木設計業務等共通仕様書（案）」（令和6年3月29日）
- (2) 東北地方整備局「測量業務共通仕様書」（令和6年3月29日）
- (3) 東北地方整備局「地質・土質調査業務共通仕様書（案）」（令和6年3月29日）
- (4) 東北地方整備局「土木工事共通仕様書」（令和6年）
- (5) 東北地方整備局「土木工事施工管理基準及び規格値」（令和6年）
- (6) 東北地方整備局「土木工事共通特記仕様書（令和6年以降）」（令和6年4月）
- (7) 東北地方整備局「写真管理基準」（令和6年）
- (8) 東北地方整備局「共通仕様書参考資料（令和6年度以降）」（令和6年4月）
- (9) 東北地方整備局「設計施工マニュアル（案）」（平成15年4月）
- (10) 東北地方無電柱化協議会「電線共同溝整備マニュアル（案）」（令和2年3月）
- (11) 東北地方整備局「用地調査等業務共通仕様書」（令和6年3月改訂）
- (12) 東北地方整備局「地盤変動影響調査算定要領」（令和2年3月改訂）
- (13) 東北地方整備局「用地関係補償基準体系図」（平成30年3月）
- (14) 東北地方整備局「既存公共施設等のうち管路施設に関する調査算定要領」（平成30年3月改訂）
- (15) 東北地方整備局「電線共同溝・情報ボックス管理マニュアル（案）Ver.2」（平成15年3月）
- (16) 東北地方整備局「土木工事標準設計図集」（平成15年12月）
- (17) 日本道路協会「共同溝設計指針」（昭和61年）
- (18) 日本道路協会「道路維持修繕要綱（改訂版）」（昭和53年7月）
- (19) 日本道路協会「舗装設計施工指針 平成18年版」（平成18年2月）

- (20) 日本道路協会「舗装設計便覧 平成 18 年版」(平成18年2月)
- (21) 日本道路協会「舗装施工便覧 平成 18 年版」(平成18年2月)
- (22) 日本道路協会「防護柵の設置基準・同解説(改訂版)/ボラード設置便覧」(令和 3年3月)
- (23) 日本道路協会「道路標識設置基準・同解説」(令和2年6月)
- (24) 日本道路協会「道路標識構造便覧」(令和2年6月)
- (25) 日本道路協会「視線誘導標設置基準・同解説」(昭和59年10月)
- (26) 日本道路協会「道路照明施設設置基準・同解説」(平成19年10月)
- (27) 道路保全技術センター「電線共同溝<試行案>」(平成11年11月)
- (28) 国土交通省道路局「無電柱化のコスト縮減の手引き」(令和6年3月)
- (29) 建設電気技術協会「光ファイバケーブル施工要領・同解説」平成25年版
- (30) 国土技術研究センター「道路の移動等円滑化整備ガイドライン(道路のバリアフリー整備ガイドライン)」
- (31) 国土交通省「公共測量作業規程の準則」(令和5年3月)
- (32) 国土交通省「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」(令和6年1月)
- (33) 国土交通省「LED道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)」(平成27年3月)
- (34) 国土交通省「BIM/CIM活用ガイドライン」(令和4年3月)
- (35) 国土交通省国土地理院「公共測量における UAV の使用に関する安全基準(案)」(平成28年3月)

1 2 業務の監視

発注者は、事業者が事業契約に基づいて本事業の実施を適正かつ確実に実施していることを確認するために、各業務の実施状況、事業者の財務状況を監視し、必要に応じて是正又は改善を要求する。

1 3 関係者協議会等の設置

発注者及び事業者は、本事業を円滑に実施するために必要な事項に関する協議を行うために、発注者及び事業者により構成する関係者協議会等を必要に応じて設置する。

1 4 事業期間終了時の水準

事業者は、事業期間中の維持管理業務を適切に行うことにより、事業が終了する時点においても、要求水準を満たす状態で維持管理対象施設を保持していなければならない。

また、事業者は、発注者に調査報告書を提出し、維持管理対象施設が要求水準書で定める水準を満たしていることを確認するための協議を事業期間終了日の2年前から開始するものとする。

1 5 要求水準の変更

発注者及び事業者は、事業期間中に利用者のニーズや社会情勢の変化、法令等の変更、追加、大規模災害等の不可抗力その他国及び事業者の責めに帰すことができない事由が発生し、業務内容等の変更が必要と判断した場合には、双方協議の上、要求水準書を変更できるものとする。また、発注者は、その他事由により業務内容の変更が必要と判断した場合には、要求水準書の変更を求めることがある。

1 6 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 事業者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
- (2) (1) により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を発注者に報告すること。
- (3) (1) 及び (2) の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
- (4) 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。

第2 調査・設計業務

1 総則

(1) 一般事項

事業者は、選定された自らの提案に基づき、本施設の調査・詳細設計業務を実施する。

また、事業者は、調査・設計業務期間中に生じる電線管理者や地域住民等関係機関と、必要な調整を行うものとする。

本業務の履行にあたっては、適用基準に示す各共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）に基づき実施するものとし、共通仕様書に対する特記仕様は、次項以降のとおりとする。

なお、設計にあたっては、的確な構造と経済性、周辺環境（工事中の路上規制が与える外部への影響等）へ配慮した設計や新技術・新工法等の提案を積極的に行うこと。

(2) 業務の条件

事業者は、以下の条件に基づいて調査・設計業務を実施すること。

- ① 事業者は、調査・設計業務を適正かつ円滑に実施するため、発注者と協議のうえ進めるものとし、その内容についてその都度事業者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認する。なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メール等で確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。
- ② 事業者は、発注者に対し、調査・設計業務の進捗状況を定期的に報告するものとする。
- ③ 発注者は、調査・設計業務の進捗状況及び内容について、随時確認することができる。
- ④ 事業者は、必要となる各種申請業務を行い、申請手続に関する関係機関との協議内容を発注者に報告するとともに、必要に応じて各種許可等の書類の写しを発注者に提出するものとする。
- ⑤ 調査・設計業務に必要な許認可申請に必要な検討、計算、図書の作成、協議等は事業者において行うものとする。
- ⑥ 発注者が地域住民等に向けて設計内容に関する説明を行う場合、事業者は発注者の要請に応じて説明用資料を作成するとともに、必要に応じて説明に協力するものとする。

(3) 配置技術者の確認

事業者は、業務計画書（土木設計業務等共通仕様書（案）第1112条）の業務組織計画に配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。また、本業務の管理技術者は、事業者が提出した第一次審査資料に記述した配置予定の技術者でなければな

らない。

(4) 打合せ等

業務着手時、業務の主要な区切り及び業務完了時において行うものとする。なお、打合せ等は、共通仕様書に定めるものに加え、発注者と協議の上実施するものとする。

(5) 資料の貸与

本事業を遂行するにあたって必要となる以下の資料については、貸与するものとする。また、その他必要な資料については、発注者と打合せによるものとする。なお、貸与した資料の取扱いについては十分注意し、業務完了後は遅延なく返却するものとする。

1. 令和5年度 岩手河川国道管内道路設計業務 報告書 1式

(6) 再委託

- ① 本業務について、主たる部分の再委託は認めない。
本業務における「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいう。
ア 設計業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等
イ 解析業務における手法の決定及び技術的判断
- ② 本業務における契約書に規定する「軽微な部分」は、共通仕様書第1128条第2項に規定する部分とする。
- ③ 共通仕様書第1128条第2項に基づき、再委託の承諾を申請する場合は、共通仕様書別添様式2により申請するものとし、発注者が再委託を承諾した場合は、業務計画書に「履行体制に関する書面」を添付し提出するものとする。

(7) 合同現地踏査

発注者及び事業者合同での現地踏査を希望する場合は、発注者と協議するものとする。合同現地踏査において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、発注者と事業者間で相互に確認するものとする。

(8) 設計図書等の提出

事業者は、工事着工予定日の1ヶ月前までに、設計業務等共通仕様書に基づき以下の設計図書等を作成し、発注者に提出するものとする。

なお、業務履行中、発注者より中間成果を求められた場合、速やかに提出するものとする。

設計図書等	内容
埋設物調査結果	埋設物件平面図等
設計図	電線共同溝詳細設計
数量計算書	同上
報告書	同上 <ul style="list-style-type: none"> ・ 設計概要書 ・ 設計検討経緯書 ・ 本体構造計算書 ・ 仮設計算書 ・ 施工計画書 等
事業費	事業費内訳書
その他調査成果報告書	関係機関協議結果等

本業務の成果品の納品は、「オンライン電子納品実施要領業務編」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。

オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理システムへのオンラインによる納品を原則とする。

オンラインによる納品が実施できない場合は、発注者と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

(9) 公開用成果物の作成

成果物の作成にあたって、個人情報等の公開すべきでない情報がある場合は、発注者との協議に基づきマスキング等の措置を行い、公開用成果物を別途とりまとめる。

(10) テクリスへの位置情報の入力

設計業務等共通仕様書(令和6年4月版)第1110条第3項テクリスへの登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、履行場所及び座標(緯度、経度)を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系(JGD2011)に準拠する。

起点	岩手県盛岡市神子田町	緯度39° 41' 12.3"	経度141° 09' 49.3"
終点	岩手県盛岡市茶畑一丁目	緯度39° 41' 44.0"	経度141° 10' 02.4"

(11) 緊急対応

本業務の履行期間中に災害等の緊急を要する突発的な事象が発生した場合には、現地踏査、検討及び調査等を指示する場合がある。

(12) 情報共有システムの活用

- ① 本業務は、情報共有システム活用の対象業務である。活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和5年3月）に基づき実施すること。
- ② 事業者は、本業務で使用する情報共有システムを選定し、契約後速やかに、監視職員と協議し承諾を得なければならない。使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
 - ・業務履行中における受発注者間の情報共有システム機能要件 (Rev. 1.5)【要件編】
【解説編】令和5年3月
- ③ 監視職員及び事業者が使用する情報共有システムのサービス提供者(以下「サービス提供者」という。)との契約は、事業者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監視職員と協議の上、決定する。
- ④ 事業者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - ア 情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - イ サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに事業者と連絡を行い適正な処置を行う旨
 - ウ イの場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監視職員若しくは事業者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、事業者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
- ⑤ 情報共有システムに係る費用は設計変更の対象とし、情報共有システムへの登録料及び使用料とする。
- ⑥ 事業者は、監視職員から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

(13) 疑義等

本業務の遂行にあたり疑義等が生じた場合は速やかに発注者と協議するものとする。

2 BIM/CIM 活用業務について

(1) BIM/CIM 活用業務

本業務は、BIM/CIM活用業務（発注者指定型）である。

以下に示す活用内容について、3次元モデルを作成し、活用する。詳細については、発注者と協議し、(1)～(5)により実施する。

また、事業者は発注者が示す活用内容以外の活用内容について契約後に提案するこ

とができる。提案内容の活用の可否については、発注者と協議する。

活用内容	活用内容の詳細
出来上がり全体イメージの確認	出来上がりの完成形状を3次元モデルで視覚化することで、関係者で全体イメージの共有を図る。
特定部の確認 (2次元図面の確認補助)	2次元図面では表現が難しい箇所を3次元モデルで視覚化することで、関係者の理解促進や2次元図面の精度向上を図る。

(参考) 3次元モデル作成の目安

詳細度	200～300程度
属性情報	オブジェクト分類名のみ入力し、その他は任意とする。

(2) BIM/CIM 実施計画書の作成

3次元モデルの活用について、以下の内容について発注者と協議し、BIM/CIM 実施計画書を作成する。内容に変更が生じた場合は、発注者と協議し、BIM/CIM 実施(変更)計画書を作成する。

また、作成したBIM/CIM 実施計画書(変更含む)に基づき、本業務を実施する。

- 1) 業務概要
- 2) 3次元モデルの活用内容(実施内容、期待する効果等)
- 3) 3次元モデルの作成仕様(作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された3次元モデルの仕様等)
- 4) 3次元モデルの作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類
- 5) 3次元モデルの作成担当者
- 6) 3次元モデルの作成・活用に要する費用

(3) BIM/CIM 実施報告書の作成

BIM/CIM 実施計画書に基づく3次元モデルの活用について、以下の内容を記載したBIM/CIM 実施報告書を作成する。

- 1) 業務概要及び3次元モデルの活用概要(実施概要、期待する効果の結果等、期待した効果が十分に得られなかった場合の考察含む)
- 2) 作成・活用した3次元モデル(作成範囲、詳細度、属性情報、基準点の情報等)
- 3) 後段階への引継事項(2次元図面との整合に関する情報、活用時の注意点等)
- 4) 成果物
- 5) その他(創意工夫内容、基準要領に関する改善提案・意見・要望、ソフトウェアへの技術開発提案事項等)

(4) 成果の納品

以下の内容を納品する。

- 1) BIM/CIM 実施計画書・見積書（変更含む）
- 2) BIM/CIM 実施報告書（引継書シート、照査時チェックシート含む）
- 3) 作成した3次元モデル（オリジナルデータ、標準的なデータ形式（J-LandXML形式※、IFC形式）、統合モデル、動画等）

※納品する土工形状モデルには、横断形状の変化する箇所の横断形状データを加えるものとし、J-LandXMLで出力したものを納品すること。

(5) BIM/CIM 実施の費用について

BIM/CIM 実施に係る費用は、当初計上していない。

事業者が「BIM/CIM 実施計画書」に基づいた見積書を発注者に提出し、発注者が実施内容と効果の把握、妥当性を確認した項目について、設計変更により計上するものとする。

3 事前調査業務

(1) 調査項目

国道4号茶畑地区において、埋設物調査の必要性が確認された場合、地下埋設物の状況を把握するために試掘又は非破壊の埋設物探査を実施する。

- ① 試掘調査
- ② 埋設物探査

なお、調査内容が確定した場合は、発注者と協議の上、設計変更の対象とする。

(2) 地下埋設物の確認について

設計箇所における地下埋設物の有無については、貸与された資料等を確認の上、詳細については、現地で確認するものとする。

4 詳細設計業務

(1) 設計項目

国道4号茶畑地区において、以下の詳細設計を行うものとする。

- ① 電線共同溝詳細設計
 - ア 設計計画
 - イ 現地踏査
 - ウ 設計条件の整理・検討
 - エ 平面・縦断線形設計
 - オ 数量計算
 - カ 管路部設計

- キ 特殊部設計
- ク 地上機器部設計
- ケ 施工計画
- コ 関係機関との協議用資料作成
- サ 照査
- シ 報告書作成

※ 設計条件：設計延長2.0km（1.0km×2（上下線））、予備設計成果なし、市街地（DID地区）

（2）既存ストックの活用について

既存ストック活用方式は、主に電力・通信の管路、マンホール、ハンドホール等の既存設備を電線共同溝として活用するもので、譲渡費用、改造工事、支障移設工事等を含めたトータルコストの比較を行い、既存ストック活用方式の適用を検討するものとする。

事業対象区域において既存ストックを活用する場合は、その内容を発注者に報告すること。

5 調整マネジメント業務（設計段階）

（1）一般事項

事業者は、設計業務と並行して、以下に記載する各種業務について発注者と協議・連携の上、自ら主体的に業務をマネジメントし実施する。

（2）業務計画

1) 事業者は、調整マネジメント業務（設計段階）実施にあたり、次の（3）から（7）に記載する各種業務について業務計画書を作成し、業務着手予定の前営業日までに、発注者へ提出する。

2) 打合せ

①事業者は、業務を適正かつ円滑に実施するため、発注者と綿密に連携の上進めるものとし、その内容について、その都度事業者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認すること。なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メール等で確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成すること。

②業務着手時、業務の主要な区切り及び業務完了時において行うこと。

（3）事業説明、地元・関係者機関調整等

事業者は、地域住民及び地権者に対して事業（設計）説明会を実施し、内容に対して同意を得るよう努めなければならない。説明対象者と周知方法については発注者及び盛岡市と協議の上で決定し、十分な周知期間を確保するものとする。

なお、説明会の周知方法については、発注者が盛岡市の協力を得た上で、事業者が周知活動を行うものとする。

(4) 支障物件等調査及び移転協議

事業者は、詳細設計にあたり電線共同溝の設置位置と影響範囲を現地確認した上で、支障物件の抽出と移転計画を立案すること。

なお、占用業者等への協議は事前に協議内容を業務計画書に記載し、変更がある場合には発注者へ報告する。協議完了後は、協議結果を発注者へ報告するものとする。

(5) 占用業者等との電線共同溝の協議

事業者は、詳細設計について、電線共同溝の整備等に関する特別措置法第4条1項の規定に基づく占用許可申請書により、以下に掲げる占用業者等と協議した上で設計図書を作成するものとする。

- ・岩手県公安委員会
- ・東北電力ネットワーク株式会社
- ・東日本電信電話株式会社
- ・株式会社トークネット
- ・岩手ケーブルテレビジョン株式会社
- ・盛岡市（上水道、下水道）
- ・盛岡ガス株式会社

(6) 占用業者等と引込管路及び連系管路等の協議

事業者は、電線共同溝詳細設計にあたり、前項の占用業者等と協議した上で、引込管路及び連系管路の設置位置を協議・調整し、詳細設計に反映する。その際、引込設備及び連系設備の設置位置も踏まえて、協議・調整を行うものとする。また、電線共同溝と引込管路及び連系管路等の同時施工についても、併せて調整を行うこと。

なお、引込管路及び連系管路の整備に係る費用については、発注者と協議して決定する。

(7) 道路標識、照明灯、信号等の計画調整

事業者は、道路標識、照明灯、信号等の計画については、事業者が交差道路の道路管理者及び所轄警察署と調整を行うものとする。

- ① 道路標識及び照明灯は、事業者が関係機関と協議し決定した後、必要な場合は事業者が詳細設計を行うものとする。
- ② 信号機は、道路管理者が所轄警察署と協議し決定した後、必要な場合は事業者が詳細設計を行うものとする。

(8) 家屋調査、振動調査、騒音調査

事業者は、事業損失防止のため、必要と認められる場合は、工事実施前に近隣の家屋の調査を実施し、調査結果を工事段階へ確実に引き継がなければならない。家屋調査及び振動、騒音調査の必要については、発注者と協議の上、設計変更の対象とする。

第3 工事業務

1 総則

(1) 一般事項

事業者は、調査・設計業務の設計図書等に基づき、本施設の工事業務を行う。

また、事業者は、既存支障施設の移設・解体撤去・復旧及び本施設の完成後、施設の所有権移転を行うと共に、工事業務期間中に生じる電線管理者や地域住民等関係機関と必要な調整を行うものとする。

本業務の履行にあたっては、共通仕様書に基づき実施するものとし、共通仕様書に対する特記仕様は、次項以降に示すとおりとする。

(2) 業務の条件

事業者は、以下の条件に基づいて工事業務を実施すること。

- ① 事業者は、本施設の工事を自己の責任において実施するものとする。
- ② 工事の実施にあたり必要となる工事説明会等の地域住民への対応・調整については、発注者と盛岡市と協議の上、行うものとする。
- ③ 工事業務期間中の工事用電力、水等については事業者の負担とする。
- ④ 事業者は、工事着手の30日前までに工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を作成し、発注者と協議の上、着工予定日の前営業日までに発注者に提出するものとする。
- ⑤ 事業者は、施工計画書を遵守し工事の施工にあたるものとする。
- ⑥ 事業者は、工事業務期間中、現場事務所に工事記録を常備するものとする。
- ⑦ 事業者は、発注者に対し、工事業務の進捗状況を定期的に報告するものとする。
- ⑧ 発注者は、工事業務の進捗状況及び内容について、随時事業者を確認できるものとする。
- ⑨ 工事業務に必要な許認可申請に必要な検討、計算、図書の作成、協議等は事業者において行うものとする。

(3) 技術者の専任

- ① 事業契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。
- ② 工期内に竣工する場合、工事完成後、完成（引渡）検査が終了し（発注者の都合により完成（引渡）検査が遅延した場合を除く。）事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、完成（引渡）検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、事業者に通知した日とする。

(4) 週休2日の実施

本工事は、週休2日を推進するため、4週8休以上の現場閉所を実施する発注者指定方式の試行工事である。

本工事において、4週8休以上の現場閉所を実施するために、施工計画書（当初）に具体的な実施日、取り組み方針等を記載し提出すること。

週休2日の考え方は、当該工事の工期内において、4週8休以上の現場閉所を行った場合を指し、土日の現場閉所など1週間当たり2日の休日を必ず確保するという事ではない。ただし、準備・後片付け期間及び年末年始6日間と夏期休暇3日間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、事業者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

また、降雨・降雪等により休工した場合も現場閉所日とみなすこととする。

事業者は対象期間中、やむを得ない理由で休日と定めた日に作業を行う場合は、振替休日を設定し、事前に発注者と協議する。

なお、事業者は現場閉所を実施したことがわかる確認書（別紙4「工事打合せ簿」）を監視職員に提出すること。

現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たないものは、補正分を減額変更するものとする。

【4週8休以上】

※現場閉所率28.5% (8/28日以上)

労務費	1.04
機械経費(賃料)	1.02
共通仮設費率	1.03
現場管理費率	1.05

(5) 週休2日実施証明書について

事業者は、4週8休以上の現場閉所を実施した場合は、完成（引渡）検査日までに関係紙5（各種証明書申請様式）に内容を記載の上、発注者に週休2日実施証明書の発行申請をするものとする。

(6) 工事工期

工事期間は、雨天、休日等を見込み、工事着手から令和14年3月31日までとする。

なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始及び夏季休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

工期には、施工に必要な実働日数（稼働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

なお、悪天候による作業不能日は、工事着手前に発注者と協議により定める。

① 準備期間	90日間
② 後片付け期間	20日間
③ 雨休率（実働工期日数に休日と悪天候により作業が出来ない日数を見込むための係数実働日数×係数）	0.75
④ 夏期休暇	3日間
⑤ 年末年始休暇	6日間

著しい悪天候や気象状況により、「悪天候による作業不能日」が、上記で見込む日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得ない場合には、事業者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

(7) 工事工程の共有

事業者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、発注者と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項を工事工程に記載し、処理対応者（「発注者」又は「事業者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に発注者と事業者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような事業者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ① 発注者と事業者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要の逼迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

なお、工事工程の共有を円滑に実施するために、共有にあたっては原則、情報共有システム（ASP）の機能を活用するものとする。また、事業者が作成した工事工程については、成果物として電子データで納品を受けるものとする。

(8) 安全対策（架空線等公衆物損事故防止）

- ① 事業者は、工事区域内に横断している架空線等の前後や建設機械・運搬車両等が出入りする工事現場及び資材置場の出入口等には、高さ制限を確認するための安全対策施設（簡易ゲート）を設置するとともに、交通誘導警備員等を適切に配置し、誘導指示を行わなければならない。なお、安全対策施設設置の詳細については、施工前に発注者の確認を得なければならない。
- ② 本工事区間に近接する架空線等上空施設については、貸与された資料等を確認の

うえ、詳細については、現地で確認するものとする。

- ③ 架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、「架空線等上空施設の事故防止対策要領（案）（平成28年10月東北地方整備局）」により、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。

（9）安全対策（埋設物等公衆物損事故防止）

- ① 地下埋設物については、貸与された資料等を確認のうえ、詳細については、埋設物管理者及び現場代理人の立会のもと、現地で確認するものとする。
- ② 道路管理区域外での施工を行う場合は、その土地所有者及び関係者に地下埋設物の有無について聞き取り等の調査を行うものとする。
- ③ 地下埋設物の詳細位置については、原則として試掘で確認するものとする。
- ④ 試掘については、原則として以下のとおり行うものとする。
 - ア 試掘位置は、埋設物の管理者及び事業者との調整により決定する。
 - イ 試掘による埋設物の確認は、埋設物の管理者及び事業者の立会により実施する。
 - ウ 試掘の結果によって、埋設物の位置が不明の場合は追加調査を実施する。
- ⑤ 地下埋設物が工事現場内等にある場合は、「地下埋設物の事故防止対策要領（案）（平成28年10月東北地方整備局）」により、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。

（10）交通安全に関する事項

本工事の施工にあたっては、交通誘導警備員を配置するものとする。

なお、詳細については、発注者と協議するものとする。

（11）UAVを使用する際の安全面への配慮について

事業者は、起工測量においてUAVを使用する場合、安全面への配慮として「公共測量におけるUAVの使用に関する安全基準（案）」（国土地理院・令和5年6月）に基づいてUAVを使用すること。

（12）建設リサイクル法第11条通知完了連絡書の送付

事業者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号）第11条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を発注者より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第10条第1項に規定する工事着手をいう。）するものとする。なお、これによりがたい場合は発注者と協議の上決定するものとする。

（13）特定建設資材の分別解体等・再資源化等

本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、工事発注後に

明らかになったやむを得ない事情で、予定した条件により難しい場合は、発注者と協議するものとする。

ただし、条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

① 分別解体等の方法

行程毎の作業内容及び解体方法	行程	作業内容	分別解体等の方法
	① 仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	② 土工	土工 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③ 基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④ 本体構造	本体構造の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤ 本体付属品	本体付属品の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥ その他 (構造物撤去工)	その他の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

② 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート殻(無筋)【昼間】	(株)佐藤興業 I・Mリサイクルセンター	盛岡市手代森18-2-2
アスファルト殻【昼間】	日本道路(株)盛岡中間処理センター	盛岡市三ツ割字カラト岩2-10

※上記②については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。

③ 受入時間

(株)佐藤興業 I・Mリサイクルセンター： 9時00分～ 17時00分

日本道路(株)盛岡中間処理センター： 9時00分～ 17時00分

(14) 簡易施工実態調査の実施

変更増工で、見積りにより歩掛設定を行う工種については、発注者と協議の上、簡易施工実態調査を行うものとする。調査にあたっては、別途発注者より通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行うものとする。簡易施工実態調査の調査期間は標準的な作業日3日程度【構造物単位の場合は、代表する1～2ロット程度】とし、詳

細な調査期間は協議の上決定する。なお、調査票は調査終了後、速やかに発注者に提出するものとする。

(15) コリنزへの登録

- ① 技術者の従事期間は、工期（実工事期間）をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）
- ② 事業者はコリنزにおける「登録のための確認のお願い」の提出方法について、「メール送信による提出」を選択し、発注者から確認を受けるものとする。
- ③ 「登録内容確認書」については、コリنزから発注者にメール送信されるため、事業者からの提示は不要とする。

(16) コリنزへの位置情報の入力

土木工事共通仕様書(令和6年月版)1-1-1-6コリنز (CORINS) への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所及び座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2011）に準拠する。

起点 岩手県盛岡市神子田町 緯度39° 41' 12.3" 経度141° 09' 49.3"
終点 岩手県盛岡市茶畑一丁目 緯度39° 41' 44.0" 経度141° 10' 02.4"

(17) 現場環境改善（快適トイレの設置）

事業者は、現場付近及び現場事務所敷地内（現場事務所内を除く）に以下の①～⑩の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。⑫～⑰については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- ① 洋式（洋風）便器
- ② 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- ③ 臭い逆流防止機能（フラッパー機能）
（必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取ること）
- ④ 容易に開かない施錠機能（二重ロック等）
（二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの）
- ⑤ 照明設備（電源がなくても良いもの）
- ⑥ 衣類掛け等のフック、又は、荷物置き場機能（耐荷重 5 kg以上）

【付属品として備えるもの】

- ⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧ 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ⑨ サニタリーボックス（女性専用トイレに必ず設置）
- ⑩ 鏡付きの洗面台

- ⑪ 便座除菌シート等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- ⑫ 室内寸法900×900mm以上（半畳程度以上）
- ⑬ 擬音装置（機能を含む）
- ⑭ 着替え台（フィッティングボード等）
- ⑮ フラッパー機能の多重化
- ⑯ 窓など室内温度の調整が可能な設備
- ⑰ 小物置き場等（トイレトペーパー予備置き場等）

（18） 国土地盤情報データベースへの登録

事業者は、土木工事共通仕様書（案）3-1-1-7工事完成図書の納品及び地質・土質調査業務共通仕様書（案）第118条成果物の提出に基づき、地盤情報を「一般財団法人国土地盤情報センター」の検定を受けた上で、「国土地盤情報データベース」に登録しなければならない。事業者は、地盤情報の公開・利用の可否について、電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】に基づき、事前協議における発注者の指示に従って成果品データに「公開可否コード」を記入した上で、検定の申込を行うこととする。また、事業者は、電子納品の際に、一般財団法人国土地盤情報センターから受領した検定証明書（PDFファイル）を、電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】に規定されている格納フォルダBORING/OTHRに格納することをもって、提出する成果が検定済であることを報告することとする。

（19） 熱中症対策の実施

本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正をする試行工事である。

（20） 品質証明

本工事は品質証明（社内検査）制度対象工事とする。

（21） 完成検査及び完成（引渡）検査

完成検査及び完成（引渡）検査は、以下に基づき実施すること。

① 完成検査

ア 事業者は、自己の責任及び費用において、完成検査（導通試験を含む）を実施するものとする。

イ 事業者は、自ら行う完成検査の7日前までに、当該完成検査を行う旨を発注者に書面で通知するものとする。

ウ 事業者は、前項の完成検査終了後速やかに報告し、発注者に完成確認依頼書を提出するものとする。

② 完成（引渡）検査

- ア 発注者は、完成確認依頼書を受領した後、事業者に対して検査日を通知し、完成（引渡）検査を実施するものとする。
- イ 完成（引渡）検査は、発注者及び事業者の臨場の上実施する。
- ウ 完成（引渡）検査は、工事目的物を対象として発注者が確認した設計図書及び事業者の用意した工事完成図書等と対比して、以下に掲げる検査を実施する。
 - a 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ
 - b 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等
- エ 発注者は、完成（引渡）検査の結果、本施設及び成果物が要求水準のとおり完成していることを確認した場合には、速やかに完成通知書を事業者に対して通知する。

2 既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務

事業者は、電線共同溝の建設に係る工事の施工に伴い、工事において支障となる既設埋設物（道路付属物及び地下埋設占用物件）及び既存の歩道（舗装・縁石等を含む）・付属施設・照明施設等の移設・解体撤去及び復旧を行うものとする。なお、既存支障施設には共架設備（信号・標識等）を含む。数量が確定した場合は、設計変更の対象とする。

業務実施に際して、事業者は以下の事項に留意すること。

- ① 試掘調査等の結果を踏まえ、支障物件の種類、範囲等を記入した移設計画平面・横断図を作成し、占有者に移設箇所、位置等の確認を行うこと。
別途、発注者と協議するものとする。
- ② 事業者が行う信号・標識等の移設に当たっては、車両及び歩行者の安全な通行を確保するよう、活線工事の実施や適切な仮設設備の導入を検討すること。
- ③ 当該工事施工後は速やかに舗装の仮復旧を行い、車両及び歩行者の安全な通行を確保すること。

3 工事業務

(1) 残土受入地

残土受入地は発注者の指示する滝沢市大崎地内（国道4号 551.1kp）に運搬し、敷き均すものとする。

(2) 無筋・鉄筋コンクリート（配合）

下記工種のコンクリートは、レディーミクストコンクリート標準仕様基準の次の規格によるものとする。

工種	区別番号	呼び強度	摘要
電線共同溝工(均しコンクリート)	②	18(N/mm ²)	高炉セメント(B種)

(3) 無筋・鉄筋コンクリート（スランプ値）

現場打ちの鉄筋コンクリート構造物の施工にあたっては、「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン（平成29年3月）」を基本とし、構造物の種類、部材の種類と大きさ、鋼材の配筋条件、コンクリートの運搬、打込み、締固め等の作業条件を適切に考慮し、スランプ値を設定するものとする。ただし、一般的な鉄筋コンクリート構造物においては、スランプ値は12cmとすることを標準とし、レディーミクストコンクリート標準使用基準（平成29年6月8日一部改定）によるものとする。

(4) 見本・品質証明資料の確認

共通仕様書（土木工事共通仕様書）第2編 材料編 第1章一般事項 第2節4項により以下の材料については、見本又は品質を証明する資料を、工事材料を使用するまでに発注者に提出し、確認を受けなければならない。

区分	確認材料名	摘要
管路部	電力（通信）用保護管	継手等関連材料含む
	通信ケーブル用保護管	
特殊部	プレキャストボックス	
	蓋	
その他	アスファルト混合物	事前審査制度の認定混合物を除く

※管路材については、電線共同溝マニュアルの規格を満たす材料を使用するものとする。なお、使用材料については規格を満足する資料を添付し、発注者の承諾を得るものとする。

(5) 再生資材

事業者は下記の資材の使用に際し、再生資材を利用するものとする。

材料名	規格	備考
再生クラッシャーラン	RC-40	不陸整正、基礎砕石、下層路盤
再生加熱アスファルト混合物	再生瀝青安定処理	上層路盤
	再生粗粒度As20	基層、中間層
	再生密粒度As20T	表層
	再生細粒度As13	表層

なお、使用に際し舗装再生便覧を遵守するものとする。

(6) 特定調達品目

特定調達品目については、特定調達品目調達ガイドライン（案）を参照に、積極的な使用を推進するものとし、別紙6の「特定調達品目対象一覧表」を用いて、対象品

目を発注者と事業者双方で確認するものとする。

(7) セメント

本工事に使用するセメントは、高炉セメント(JISR5211)B種としなければならない。

(8) 瀝青材料

工事に使用する瀝青材料は次表のとおりとする。

材料名	規格	工種	摘要
ストレートアスファルト	針入度60～80	アスファルト舗装	
アスファルト乳剤	プライムコート(PK3)	アスファルト舗装	1.2L/m ²
アスファルト乳剤	タックコート(PK4)	アスファルト舗装	0.4L/m ²
アスファルト乳剤	タックコート (PKR (ゴム入り))	アスファルト舗装	0.4L/m ²

(9) 路面標示用水性塗料

路面標示用水性塗料については、揮発性有機性溶剤 (VOC)の含有率(塗料総質量に対する揮発性溶剤の質量の割合)が5%以下であること。ただし、調達困難な場合は、発注者と協議するものとする。

(10) コンクリート副産物から再生された資材について

- ① コンクリート副産物から再生された資材を利用する場合には、「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」によるものとする。
- ② 事業者は、コンクリート副産物から再生された資材の利用を希望する場合は、工事着手時にその適用の有無を発注者と協議するものとする。
- ③ 事業者は、工場が発行する再生骨材コンクリートの配合計画書及び納入書を整備及び管理し、発注者からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
- ④ 事業者は、再生骨材コンクリートの品質を確かめるための検査をJIS A 5022 (再生骨材Mを用いたコンクリート)、JIS A 5023 (再生骨材Lを用いたコンクリート)により実施しなければならない。また、再生骨材Mを用いたプレキャストコンクリート製品の検査については、JIS A 5365 (プレキャストコンクリート製品—検査方法通則)により実施しなければならない。なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は事業者がその試験に臨場しなければならない。
- ⑤ 再生骨材コンクリートの配合については、「土木工事共通仕様書第1編1-3-3-3配合」に従うものとする。

(1 1) 性能を規定する対象範囲

- ① 本工事は、舗装の性能を規定した試行工事であり、舗装構造について事業者が発注者に提案を行うものである。
- ② 本工事は性能規定対象範囲は、車道部舗装構造のうち表層の部分とする。
- ③ 本契約図書のうち前項に示す性能規定対象範囲については、標準的な舗装構造を示したものであり、事業者の舗装構造提案による設計変更を行うものではない。

(1 2) 舗装構造提案の意義及び範囲

本工事で事業者が行う舗装構造の提案範囲は、(2 1)に定める車道舗装の性能指標の値に適合させるものとする。

なお、舗装構造提案に伴う工期延長の変更は範囲に含めないものとする。

(1 3) 舗装構造提案書の提出

- ① 事業者は、前項(1 1)の舗装構造提案を行うものとし、次に掲げる事項を舗装構造提案書(別紙7-1~7-3)に記載し、発注者に提出しなければならない。

なお、提案書は現地調査結果を踏まえたものでなければならない。

ア 要求水準書に示す性能指標の値に適合する舗装構造提案の内容及び提案理由

イ 舗装構造提案の実施方法に関する事項(材料・工法等)

ウ 工業所有権等の排他的権利を含む舗装構造提案である場合その取扱いに関する事項

エ その他舗装構造提案が採用された場合に留意すべき事項

オ 設計方法を「舗装の構造に関する技術基準」(平成13年6月29日制定、以下「技術基準」という。)の別表1(TA法)又は別表2によらない場合は、疲労破壊輪数に関する実績資料(試験・研究成果等を含む)。(様式は自由)

- ② 事業者は、別途提出する施工計画書に、舗装構造提案による施工の工程管理を記載すること。
- ③ 発注者は、提出された舗装構造提案書に関する追加的な資料等の提出を、事業者に求めることができる。
- ④ 事業者は、前項(1 1)の舗装構造提案を、当該舗装構造提案に係る部分の施工に着手する35日前までに、発注者に提出しなければならない。
- ⑤ 舗装構造提案の提出に要する全ての費用は、事業者の負担とする。

(1 4) 舗装構造提案の協議

舗装構造提案の採否にあたり、発注者と事業者が車道舗装の性能指標の値に適合させるための提案内容を協議するものとする。

(15) 舗装構造提案の採否等

- ① 発注者は、舗装構造提案の採否について、舗装構造提案の受領後14日以内に書面（別紙8）により、事業者へ通知しなければならない。ただし、事業者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。
- ② 提出された舗装構造提案が適正と認められなかった場合の前項の通知は、その理由を付して行うものとする。

なお、舗装構造提案が適正と認められなかった場合、事業者は舗装構造の再提案を行うものとする。再提案に要する全ての費用は、事業者の負担とする。
- ③ 舗装構造提案が適正と認められた後、性能規定範囲で条件変更が生じた場合において、発注者が舗装構造提案に対する変更案を求めた場合、事業者はこれに応じるものとする。

なお、再提案に要する期間、採否の審査通知期間及び再提案の費用は協議するものとする。
- ④ 事業者が舗装構造提案を行う前に、性能規定範囲で条件変更が生じ、標準的な舗装構造の訂正又は変更が行われた場合において、事業者は変更後の条件に基づき舗装構造提案を行わなければならない。
- ⑤ 事業者は、採用された舗装構造提案と、別途提出する施工計画書に基づき施工するものとする。
- ⑥ 双方の責任に帰することができない理由（不可抗力や予測することが不可能な理由等）により、工事の続行が不可能な場合においては、事業者と発注者が協議して定めるものとする。
- ⑦ 本工事で事業者が行う舗装構造提案の適用は、以下のとおりとする。・表層の厚さは、5cmとする。

(16) 舗装構造提案の保護

舗装構造提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。

ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りでない。

(17) 責任の所在（舗装構造提案）

発注者が舗装構造提案を適正と認めることにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関する事業者の責任が軽減されるものではない。

(18) 工事現場の環境改善

- ① 工事現場の環境改善は、周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うことにより公共事業の円滑な執行に資することを目的とするものである。

よって、事業者は施工に際し、この主旨を理解し発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施するものとする。

② 現場環境改善の内容については、下記のとおりとする。

計上費目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	ア 用水・電力等の供給設備 イ 緑化・花壇 ウ ライトアップ施設 エ 見学路及び椅子の設置 オ 昇降設備の充実 カ 環境負荷の低減
営繕関係	ア 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） イ 労働者宿舎の快適化 ウ デザインボックス（交通誘導警備員待機室） エ 現場休憩所の快適化 オ 健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	カ 工事標識・照明等安全施設の現場環境改善（電光式標識等） キ 盗難防止対策（警報器等） ク 避暑（熱中症予防）・防寒対策
地域連携	ケ 完成予想図 コ 工法説明図 サ 工事工程表 シ デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ス 見学会等の開催（イベント等の実施含む） セ 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ソ パンフレット・工法説明ビデオ タ 地域対策費等（地域行事等の経費を含む） チ 社会貢献

※上記表の内容のうち原則として計上費目ごと（仮設備関係、営繕関係、安全関係、地域連携）に1内容ずつ（いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を基本とした費用であり、選択にあたっては適切な組み合わせとすること。

なお、以下の項目については、現場環境改善の内容に含まれないことから、実施にあたっては留意すること。

仮設関係：仮囲い、模様フェンス、仮歩道マット

営繕関係：デザインボックス、倉庫及び材料保管庫、監督員詰所、シャワー施設、ウォータークーラー、観葉植物、意見箱の設置

安全関係：バリケード、転落防止柵

③ 現場環境改善については、具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提

出するものとする。

- ④ 工事完了時には、現場環境改善の実施写真を提出するものとする。
- ⑤ 工期設定に際しては、現場環境改善の準備に必要な期間を考慮するものとする。

(19) 濁水処理

- ① 舗装版切断時に発生する濁水等については、周囲に流出しないよう適正に処理を行わなければならない。なお、処分費等の必要が生じた場合には、その処理方法等について協議するものとする。
- ② 「適正に処理」する際には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（事業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、排出事業者（事業者）は、その責任において、適正な処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を把握し処理業者に提供することが必要である。
- ③ 当該濁水処理に係る産業廃棄物管理表（マニフェスト）について、発注者から請求があった場合は提示しなければならない。

(20) 引込管路・連系管路等の施工

事業者は、引込管路及び連系管路の施工を行うものとし、電線管理者への委託を基本とする。その際、引込設備及び連系設備の設置位置も踏まえて、施工を行うものとする。数量が確定した場合は、設計変更の対象とする。

(21) 舗装の設計

事業者は、下記の設計条件により（22）に規定する性能指標の値に適合する舗装構造及び施工方法等を発注者に提案するものとする。

- ① 設計は「舗装の構造に関する技術基準」（平成13年6月29日制定、以下「技術基準」という。）によるものとする。
- ② 舗装計画交通量は、1,000以上3,000未満（台/日・方向）とする。

(22) 車道舗装の性能指標及びその値

性能指標	施工直後の性能指標値	1年後の性能指標値	試験方法	試験頻度
塑性変形輪数	1500回/mm（以上）		舗装性能評価法による	舗装性能評価法による
平坦性	各車線毎に（ σ ） 2.4mm以下		舗装性能評価法による	舗装性能評価法による
わだち掘れ量	—	各測点の最大値の平均値が5mm以下	舗装調査・試験法便覧の横断プロフィールメータによる方法又は路面性状測定車による方法	車線毎に20m間隔で測定

注1) 恒温槽より取り出した供試体は速やかにロサンゼルス試験機に投入すること。また、恒温槽から試験機投入までの間は、供試体の温度変化の防止措置を講ずるとともに恒温槽から供試体を取り出した後から試験開始までに要した時間と時刻を記録すること。

(23) 舗装施工直後の性能評価

- ① 事業者は、舗装施工直後に(22)に規定する性能指標に関して測定を行い、その結果を発注者に提出するものとする。
- ② 発注者は、前項に基づき提出された性能指標の値について評価を行うものとする。
- ③ (22)に規定する車道舗装の施工直後の性能指標の値に適合できなかった場合、発注者は事業者に必要な補修を行わせるものとする。

補修の方法は、事業者が発注者に提示し、発注者は現場条件等に照らして決定するものとする。

なお、次の事項は性能保持対象外とする。

ア 交差点部(車の停止線から交差点内側の車道部分)

イ 路面標示部

ウ その他(マンホール部等)

ただし、前述以外で明らかにやむを得ない事情がある場合、事業者は発注者と協議できるものとする。

(24) 性能保持及び性能評価

- ① 性能保持期間中(1年間)、事業者は発注者に対し、自主的に性能の機能回復処置を申し出て承諾を得ることにより、これを行うことができるものとする。
ただし、この機能回復処置費用は、事業者の負担とする。
- ② 車道舗装の施工完了1年後の第10編第2章2-2に規定する性能指標に関する測定及び評価は、発注者が行うものとする。
- ③ (22)に規定する車道舗装の1年後の性能指標の値が適合しなかった場合、発注者は事業者に性能の回復処置を行わせることができる。

回復処置の方法は、事業者が発注者に提示し発注者は、現場条件等に照らして決定するものとする。

なお、次の事項は性能保持対象外とする。

ア 交差点部(車の停止線から交差点内側の車道部分)

イ 天災等により路面に影響がある場合

ウ 降雪時のタイヤチェーン使用等により路面に影響がある場合

エ 交通事故等により路面に影響がある場合

オ 路面標示部

カ その他（橋面部、マンホール部等）

ただし、前述以外で明らかにやむを得ない事情がある場合、事業者は発注者と協議できるものとする。

（25）性能の再評価

- ① 舗装施工直後（又は、1年後）の性能が（22）の性能指標の値に適合せず機能回復処置を行った場合、事業者は再測定を行い、その結果を発注者に提出するものとする。
- ② 発注者は、前項に提出された性能指標の値について評価を行うものとする。

（26）路面切削

路面切削終了後、速やかに段差摺付（横断方向）を行うものとする。施工については摺付勾配10%程度とし、摺付けを施工する層と同一合材を使用して、車道なみの品質を確保するものとし、舗装の施工時には摺付合材を撤去しないものとする。

なお、これにより難しい場合は発注者と協議するものとする。

4 ICT 活用工事（舗装工（修繕工））について

（1）ICT 活用工事（舗装工（修繕工））（施工者希望 I 型）

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ICTの全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事（舗装工（修繕工））である。

（2）定義

- ① i-Construction とは、ICTの全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みであり、事業者の希望により、その実現に向けてICTを活用した工事（ICT活用工事）を実施するものとする。
- ② ICT活用工事（舗装工（修繕工））とは、施工プロセスの下記段階において、ICTを活用する工事である。また、次のア～オの段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事という。なお、「ICT舗装工（修繕工）」という略称を用いる。

対象は、切削オーバーレイ工事又は路面切削工事とする。

ア 3次元起工測量

イ 3次元設計データ作成

ウ ICT建設機械による施工（施工管理システム）（選択）

エ 3次元出来形管理等の施工管理（選択）

オ 3次元データの納品

- (3) 事業者は、ICT活用工事を行う場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに発注者へ提案・協議し、協議が整った場合に下記（4）～（9）によりICT活用工事を行うことができる。

原則、本工事においては上記ア～オの全ての段階でICT施工技術を活用するが、具体的な工事内容・数量及び対象範囲を明示し、発注者と協議するものとする。なお、ICT舗装工（修繕工）意外に関するICT活用を提案・協議した場合は、ICT舗装工（修繕工）と共に実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

- (4) ICTを用い、以下の施工を実施する。

① 3次元起工測量

事業者は、3次元測量データを取得するため、下記1)～4)から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。

起工測量は、施工現場の環境条件により、管理断面及び変化点の計測又は面的な計測による測量を選択するものとし、ICT活用工事とする。なお、発注者と協議する。

- 1) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 4) その他3次元計測技術を用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

事業者は、設計図書や（4）①で得られたデータを用いて、施工指示に用いる切削計画を作成する。また、3次元出来形管理を行う場合は3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工（施工管理システム）（選択）

（4）②で作成した3次元設計データを用い、下記に示すICT建設機械により、施工を実施する。

ア 3次元位置を用いた施工管理システム

施工中の路面切削機の作業装置位置及び切削深さ（高さ）をリアルタイムに計測・記録する機械を有するICT機械。

切削深さの計測・記録方法としては外部計測機による切削装置の計測他切削装置に表示される指示値を取得する方法などある。

④ 3次元出来形管理等の施工管理（選択）

（4）③で施工管理システムを搭載した建設機械を用いた施工を選択した場合、下記に示す方法により施工管理を実施、従来型建設機械による施工を選択した場合は従来手法により施工管理を選択できる。

ア 施工履歴データを用いた出来形管理

イ 地上写真測量を用いた出来高管理

⑤ 3次元データの納品

(4) ①②④により確認された3次元施工管理データを、工事完成図書として納品する。

- (5) 上記(4) ①～⑤の施工を実施するために使用するICT機器類は、事業者が調達すること。また、施工に必要なICT活用工事用データは、事業者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に東北地方整備局と協議するものとする。
- (6) 上記(4) ①～⑤で使用するICT機器に入力した3次元設計データを東北地方整備局に提出すること。
- (7) 土木工事施工管理基準(案)に基づく出来形管理が行われていない箇所では出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。
- (8) 事業者は、当該技術の施工にあたり活用効果等に関する調査を行うものとし、調査の実施及び調査票については別途指示するものとする。
- (9) ICT舗装工(修繕工)の3次元起工測量から3次元データの納品まで、5つ全ての段階でICT活用した場合は、「ICT舗装工(修繕工)活用証明書」を発行する。(事業者の責により、「③ICT建設機械による施工」を従来型建設機械による施工を選択した場合、「④3次元出来形管理等の施工管理」を従来手法による出来形管理を選択した場合は、「ICT舗装工(修繕工)活用証明書」を発行しない。)事業者は、完成検査日までに別添各種証明書申請様式に必要事項を記載の上、発注者にICT活用工事証明書の発行を申請するものとする。

なお、以下の場合においては、ICT活用したものとして認めるものとし、活用証明書発行の対象とできるものとする

- ・発注者から貸与する3次元測量データを活用したため、3次元起工測量を実施しない場合。
- ・事業者の提案により、3次元MC路面切削機をICT建設機械として活用した場合。
- ・施工現場の通信環境が悪い等、事業者の責によらない理由により、ICT建設機械を稼働させることが難しいため、従来建設機械による施工を実施した場合。

本要求水準書に疑義を生じた場合又は記載のない事項については、東北地方整備局と協議するものとする。

(10) ICT活用工事(舗装工(修繕工))における適用(用語の定義)について

① 図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更又は追加された設計図、工事完成図、3次元モデルを復元可能なデータ(以下「3次元デー

タ」という。)等をいう。

なお、設計図書に基づき発注者が事業者に指示した図面及び事業者が提出し、発注者が書面により承諾した図面を含むものとする。

(11) ICT活用工事（舗装工（修繕工））における調査について

施工合理化調査を実施する場合は、これに協力すること。

(12) ICT活用工事の活用効果等に関する調査

ICT活用施工を行った、全てのICT活用工事の事業者は、活用目的等の把握のための「ICT活用工事の活用効果等に関する調査」の対象工事であり、別途発注者より指示される調査票に基づき実施するものとする。

事業者は、工事完了後直ちに調査票を発注者へ提出・確認後、発注者が指示するメールアドレスまで調査票を電子メールにより提出すること。また、調査票の聞き取り調査等を実施する場合はこれに協力するものとする。

(13) ICT活用工事（舗装工（修繕工））費用について

事業者は、契約後、施行計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに、ICT舗装工（修繕工）以外に関するICT活用について、発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ICT活用工事を実施する項目の費用について、設計変更の対象とする。ただし、①3次元起工測量、②3次元設計データ作成に要する費用の協議にあたっては、見積書を発注者に提出するものとする。なお、ICT建設機械による施工のみを実施する場合も、設計変更の対象とする。

5 3次元計測技術を用いた出来形管理について

(1) 3次元計測技術を用いた出来形管理（電線共同溝工）

本工事では、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、3次元計測技術を用いた出来形管理（電線共同溝工）を実施することができる。

なお、詳細については、3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）によるものとする。

6 BIM/CIM活用工事について

(1) BIM/CIM活用工事

本工事は、BIM/CIM活用工事（発注者指定型）である。

以下に示す活用内容について、3次元モデルを作成し、活用する。詳細については、発注者と協議し、(1)～(5)により実施する。

また、事業者は発注者が示す活用内容以外の活用内容について契約後に提案することができる。提案内容の活用の可否については、発注者と協議する。

ただし、ICT活用工事（施工者希望（I・II）型）を希望した場合は、BIM/CIM活用工事を実施しないものとし、設計変更において本条文を削除する。

活用内容	活用内容の詳細
施工計画の検討補助	詳細設計等で作成された3次元モデルを閲覧し、施工計画を検討する際の参考にする。
2次元図面の理解補助	詳細設計等で作成された3次元モデルを閲覧し、2次元図面を理解する際の参考にする。
現場作業員等への説明	詳細設計等で作成された3次元モデルを用いて、現場作業員等に工事の完成イメージ等を説明し、現場作業員等の理解促進を図る。

(参考) 3次元モデル作成の目安

詳細度	200～300程度
属性情報	オブジェクト分類名のみ入力し、その他は任意とする。

(2) BIM/CIM 実施計画書の作成

3次元モデルの活用について、以下の内容について発注者と協議し、BIM/CIM 実施計画書を作成する。内容に変更が生じた場合は、発注者と協議し、BIM/CIM 実施（変更）計画書を作成する。

また、作成したBIM/CIM 実施計画書（変更含む）に基づき、本工事を実施する。

- 1) 工事概要
- 2) 3次元モデルの活用内容（実施内容、期待する効果等）
- 3) 3次元モデルの作成仕様（作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された3次元モデルの仕様等）
- 4) 3次元モデルの作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類
- 5) 3次元モデルの作成担当者
- 6) 3次元モデルの作成・活用に要する費用

(3) BIM/CIM 実施報告書の作成

BIM/CIM 実施計画書に基づく3次元モデルの活用について、以下の内容を記載したBIM/CIM 実施報告書を作成する。

- 1) 工事概要及び3次元モデルの活用概要（実施概要、期待する効果の結果等、期待した効果が十分に得られなかった場合の考察含む）
- 2) 作成・活用した3次元モデル（作成範囲、詳細度、属性情報、基準点の情報等）
- 3) 後段階への引継事項（対応する無償ビューワーの種類、2次元図面との整合状況、活用時の注意点等）
- 4) 成果物

5) その他（創意工夫内容、基準要領に関する改善提案・意見・要望、ソフトウェアへの技術開発提案事項等）

（4） 成果の納品

以下の内容を納品する。

- 1) BIM/CIM実施計画書・見積書（変更含む）
- 2) BIM/CIM実施報告書（引継書シート、照査時チェックシート含む）
- 3) 作成した3次元モデル（オリジナルデータ、標準的なデータ形式（J-LandXML形式、IFC形式）、統合モデル、動画等）

（5） BIM/CIM 実施の費用について

BIM/CIM実施に係る費用は、当初計上していない。

事業者が「BIM/CIM実施計画書」に基づいた見積書を発注者に提出し、東北地方整備局が実施内容と効果の把握、妥当性を確認した項目について、設計変更により計上する。

7 調整マネジメント業務（工事段階）

（1） 一般事項

事業者は、工事業務と並行して、以下に記載する各種業務について発注者と協議・連携の上、自ら主体的に業務をマネジメントし実施する。

なお、調整マネジメント業務（工事段階）については、事業の効率化を図るため、調整マネジメント業務（設計段階）で実施してもよい。

また、調整マネジメント業務（工事段階）においても、必要に応じて調整マネジメント業務（設計段階）を行うこと。調整マネジメント業務（設計段階）の実施内容、占用業者等及び関係機関との協議、要求水準等については、第2.4.調整マネジメント業務（設計段階）に準じるものとする。

（2） 業務計画

事業者は、調整マネジメント業務（工事段階）の実施にあたり、次の（3）から（5）に記載する各種業務について業務計画書を作成し、業務着手予定の前営業日までに、発注者へ提出する。

（3） 打合せ

- ① 事業者は、業務を適正かつ円滑に実施するため、発注者と協議の上、進めるものとし、その内容についてその都度事業者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認する。なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メール等で確認

した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

- ② 業務着手時、業務の主要な区切り及び業務完了時において行うものとする。なお、打合せ等は、共通仕様書に定めるものに加え、発注者と協議の上実施するものとする。

(4) 工事期間における規制箇所等調整

工事期間における規制箇所等については、施工計画書に基づき、道路管理者及び所轄警察署等関係機関と調整を行うものとする。

(5) 地元に対する工事説明会

事業者は、地域住民に対して工事着手前に工事内容について説明会を実施し、同意を得るよう努めなければならない。実施方法については第2.5(3)に準じるものとする。

(6) 隣接家屋・店舗等との出入口調整

隣接家屋・店舗等との出入口については、「道路工事施行承認申請(道路法第24条)の手引き(案)(東北地方整備局)」に基づき幅員・構造・舗装構成を調整するものとする。

(7) 関係機関協議結果等のとりまとめ

調整マネジメント業務において実施した関係機関協議等の経緯及び結果を整理し、発注者に提出するものとする。提出期間は工事着手から施設引渡しまでとし、提出は毎年度末の営業日までとする。

8 整備施設の所有権移転業務

事業者は、完成(引渡)検査後、国に対して本施設の所有権を移転すること。
なお、本施設の引渡予定日は令和14年3月31日とする。

第4 工事監理業務

1 工事監理業務

(1) 一般事項

- ① 事業者は、設計図書等と工事内容の整合性を確認するとともに、必要な検査を実施すること。
- ② 事業者は、業務を適正かつ円滑に実施するため、発注者と協議のうえ進めるものとし、その内容についてその都度事業者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認する。なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メール等で確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。
- ③ 発注者との打合せは、業務着手時、業務の主要な区切り及び業務完了時において行うものとする。なお、打合せ等は、共通仕様書に定めるものに加え、発注者と協議の上実施するものとする。

(2) 業務計画

事業者は、工事監理業務の実施にあたり業務計画書を作成し、業務着手予定の前営業日までに、発注者へ提出する。

(3) 業務の実施

事業者は、工事監理期間中は原則として、工事監理業務報告書（業務月報「様式は任意」）を発注者に提出し、工事監理状況の報告を行うこと。

なお、工事監理業務報告書（業務月報）の提出期間は工事着手月から施設引渡し月までとし、提出は毎月末の営業日までとする。

第5 維持管理業務

1 基本事項

(1) 一般事項

事業者は、維持管理対象施設について第2の調査・設計業務及び第3の工事業務に示された要求水準を維持することにより、利用者の利便性・安全性を確保することを目的とし、以下の維持管理業務を適切に遂行する。また、関係法令で定める全ての点検、検査、測定等を合わせて実施すること。

- ① 点検業務
- ② 補修業務
- ③ 台帳作成・管理業務
- ④ 調整マネジメント業務（維持管理段階）

(2) 業務計画

事業者は、業務実施にあたり以下に示す事項を記載した業務計画書を作成する。また、事業者は、提案書に記載した内容について、業務計画書へ記載するとともに、適切に業務を遂行すること。

- ① 業務実施体制
- ② 業務管理体制
- ③ 各業務の責任者の経歴、資格等
- ④ 業務担当者名及び経歴等
- ⑤ 業務提供内容及び実施方法等
- ⑥ 事業期間中の点検・補修業務の実施時期及び内容
- ⑦ 業務実施の周知内容及び方法
- ⑧ 業務報告の内容及び時期
- ⑨ 苦情等への対応
- ⑩ 災害時の対応及び想定外の事態が発生した場合の対応
- ⑪ 安全管理
- ⑫ その他、必要な事項

なお、次の場合は、業務計画書を修正し、再度提出する。

- ア 業務計画書の提出後、業務計画書の記載内容に変更があった場合
- イ 発注者に業務計画書の記載内容が不適切と判断された場合

(3) 提出書類

事業者は、以下に示す図書を発注者に遅滞なく提出する。

① 業務計画書

事業者は、業務実施にあたり下表に示す業務計画書を作成し、発注者へ提出する。ま

た、事業者は、提案書に記載した内容について、業務計画書へ記載するとともに、適切に業務を遂行すること。

なお、次の場合は、業務計画書を修正し、再度提出する。

ア 業務計画書の提出後、業務計画書の記載内容に変更があった場合

イ 発注者に業務計画書の記載内容が不適切と判断された場合

表 業務計画書と提出時期

業務計画書	提出時期
業務計画書	維持管理業務開始予定日の前営業日まで
年間業務計画書	当該事業年度が開始する日の1ヶ月前まで

② 業務報告書

事業者は、業務ごとの実施状況について以下に示す業務報告書を作成し、発注者へ提出し、確認を受ける。

表 業務報告書等と提出時期

提出時期	業務報告書	
		添付すべき資料
業務開始後速やかに	<ul style="list-style-type: none"> 入線・抜柱の管理 管理台帳の作成及び修正 	<ul style="list-style-type: none"> 入線・抜柱実施計画書 電線共同溝管理台帳の作成 情報BOX台帳の修正
実施後速やかに	<ul style="list-style-type: none"> 点検・補修記録 	<ul style="list-style-type: none"> 点検記録表 補修結果記録
	<ul style="list-style-type: none"> 事務手続き記録 	<ul style="list-style-type: none"> 占用業者の台帳閲覧申請記録 電線共同溝の入構記録
	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関協議結果 	<ul style="list-style-type: none"> 打合せ記録簿 入線・抜柱協議結果 苦情等及びその対応結果 その他、必要な資料
各事業年度内	<ul style="list-style-type: none"> 入線・抜柱の状況 管理台帳の修正 	<ul style="list-style-type: none"> 年報 入線・抜柱完了報告書 電線共同溝管理台帳の修正 <p>※修正がない年度は提出不要</p>

※ただし、最終事業年度の最終月は除く。

③ その他の業務報告

事業者は、業務の遂行に支障をきたすような重大な事象が発生した場合は、速やかに発注者に報告する。また、発注者から業務遂行上必要な報告・書類の提出の要請があった場合は、速やかに対応する。

(4) 交通安全管理

- ① 事業者は、本業務の実施にあたっては、交通の安全について、発注者、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年12月17日総理府・建設省令第3号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日国道利38号、国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）を準用し、安全対策を講じなければならない。
- ② 本業務における交通誘導警備員の構成人員は、上記安全対策について、「警備員等の検定等に関する規則」第2条に記載される交通誘導警備業務を行う場所毎に配置すること。

なお、交通誘導警備員の人数が決定した場合、設計変更の対象とする。

交通誘導警備員A及びBは、公共工事設計労務単価に定義される職種とする。
- ③ 実際に交通規制を行った場合は、規制日時、場所、規制図、使用資機材、交通誘導警備員の員数などについて、その点検作業の報告時に合わせて発注者に報告すること。
- ④ 本業務の履行に当たっては、施工箇所毎に交通誘導警備員を配置するものとする。

なお、詳細については発注者と協議するものとする。

(5) 外部対応及び災害対応等

事業者は、業務の実施に際して次のことに対応すること。

- ① 苦情等への対応

事業者は、利用者からの維持管理に関する苦情・要望等に対し、緊急を要する場合は速やかに発注者に報告し、再発防止措置を含め迅速かつ適切に対応し、その対応結果を発注者に報告する。なお、緊急を要さない場合は、発注者と協議の上対応する。また、事業者は、適用範囲外に関する苦情等（地域住民等からの苦情等）を受けた場合、速やかに発注者に報告し、対応について協議する。
- ② 災害発生及び想定外の事態が発生した場合の対応

事業者は、災害が発生した場合、想定外の事態の発生、又は発生が予測された場合、迅速かつ適切に対応する。

(6) 打合せ

維持管理業務を適正かつ円滑に実施するため、発注者と事業者は、常に密接な連絡

をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度事業者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

- ① 業務計画書作成時
初年度は前年度中に確認、各年度は年度当初の打合せと合わせて実施する。
- ② 業務報告書提出時
- ③ 入線・抜柱等の調整のための協議時（実施時期は適宜）

2 点検業務

（1）一般事項

維持管理対象施設の経年劣化の最小化、施設性能の維持を目的とし、定期的にその機能、劣化状況、損傷等異常の有無の点検を以下のとおり行う。

点検は、事業者において実施方法を作成し、発注者と協議のうえ、実施するものとする。

（2）要求水準

- ① 事業者は、②及び③の点検を実施すること。
- ② 「電線共同溝・情報ボックス管理マニュアル（案） Ver. 2（東北地方整備局）」を参考にして点検を実施すること。
なお、日常点検については、徒歩による目視点検を年1回は行うこと。
- ③ 特殊部については、5年に1回内部を点検すること。
- ④ 事業者は、異常を発見した場合には、同様の異常の発生が予想される箇所の点検を実施すること。

（3）特記事項

- ① 点検
発注者が行う道路巡回時に異常を発見した場合は、発注者より事業者へ報告した後、事業者は早急に状況を確認し、発注者と協議の上点検を行うこと。
- ② 災害及び想定外の事態が発生した場合の対応
災害等が発生した場合、又は不測の事態が発生した場合、事業者は安全を確認した上で、直ちに施設の点検を行い、被害状況を速やかに発注者に報告する。
また、大雨による浸水被害等が予見される場合、事業者は事前に必要な点検及び対策等の措置を発注者と協議の上実施すること。
- ③ 応急措置
点検の結果、継続使用することにより著しい損傷等が発生することが想定される場合は、応急措置を講ずる。

3 補修業務

(1) 一般事項

電線共同溝について施設性能の維持を目的として、電線共同溝の補修を実施する。

(2) 要求水準

事業者は、点検の結果、補修が必要と判断した場合には、発注者と協議の上、補修を行い、電線共同溝及び電線共同溝に敷設する電力線、通信線等の収容物件の機能を確保する状態を維持するよう努めること。

(3) 特記事項

① 補修

発注者が行う道路巡回時に異常を発見した場合は、発注者より事業者へ報告した後、事業者は早急に状況を確認し、発注者と協議の上、補修を行うこと。

また、補修及び対応に関する費用負担については発注者と協議すること。

4 台帳作成・管理業務

事業者は、電線共同溝の管理台帳を作成するとともに、必要に応じて修正すること。

また、発注者が作成済みの敷地調査図について、修正を行うこととする。

なお、これらの修正に伴う費用については、発注者と協議して決定する。

(1) 一般事項

台帳作成・管理業務は、維持管理対象施設に係る管理台帳を作成するとともに、適宜更新作業を行うことを目的に行うものとする。

(2) 要求水準

事業者は、入線完了後に入構状況を確認し、国道4号茶畑地区「電線共同溝」施設について、管理台帳の作成を行うこと。

(3) 特記事項

① 管理台帳の作成

事業者は、以下の資料を作成すること。

ア 総括表

イ 位置図

ウ 平面図（全企業者及び個別企業者毎に作成）

エ 縦断図

オ 横断図

カ 特殊区間構造図

キ 特殊部構造図

ク 特殊部管理台帳

ケ 鍵管理表

② 管理台帳の更新

事業者は、電線共同溝の改築、維持、修繕並びに災害復旧等を施行しようとする場合、及び新たに占有者が加入する等、収容物件に変更が生ずる場合は、計画時より占有予定の占有業者等と協議し、台帳を更新すること。

また、事業者は、占有業者等が自己に起因する台帳の内容変更を届け出た場合、及び占有業者等から台帳の閲覧を申請された場合も、これに対応すること。

5 調整マネジメント業務（維持管理段階）

（1）一般事項

本業務は、他の占有業者等と必要な調整を行い、円滑な維持管理業務の遂行を実施することを目的とする。

なお、調整マネジメント業務（維持管理段階）については、事業の効率化を図るため、調整マネジメント業務（工事段階）で実施してもよい。

（2）業務の範囲

本業務は、発注者と事業者で手続きを分担して、他の占有業者等と必要な調整を行い、円滑な維持管理業務を実施するものである。工事完了後に行う連系設備、入線及び抜柱に関する各業務範囲の役割分担を下表に示す。

担当	協議 ・調整	申請 ・受理	承認	実施	連絡 ・報告
発注者	—	○	○	—	—
事業者	○	—	—	—	○ 完了報告
占有業者	○	○ 申請	—	○ ※事業者が希望する場合は別途協議	—

事業者は、入線及び抜柱までを計画的に実施するため、占有業者と実施工程に係る調整及び管理を行い、各年度の上半期中に次年度の実施箇所や実施月を発注者と調整すること。申請許可申請等の手続き及び実施に関する業務は発注者と占有業者で直接行う。

なお、抜柱を事業者が実施することを希望する場合は、実施計画を実施の前年度に発注者と協議を行うこと。

（3）要求水準

① 協議・調整

事業者は、維持管理対象施設の点検・補修、入線及び抜柱等に係わる調整、管路

利用の管理に際して、第2 5（5）に示す占用業者等と必要な協議・調整を行う。

事業者が行う抜柱・入線等に係る調整については、占用業者との各種会議を活用しつつ進捗管理を行う。また、抜柱・入線についての予定時期を確認し、進捗状況について適宜発注者に報告を行うこと。

事業者が行う管路利用の管理とは、占用業者の台帳閲覧申請、電線共同溝の入構に関する事務とする。

② 連絡・報告

事業者は、他の占用業者等と必要な協議・調整を行った際は、発注者に連絡・報告を行う。

③ 抜柱完了時期

抜柱は、施設完成の1年後を目途として占用企業に完了させること。

なお、1年以内に完了が困難な場合は、発注者と協議して対応すること。

別紙 1 用語の定義

本要求水準書において使用する用語の定義は、次の通りとする。なお、各用語は五十音順に列記している。

用語	定義
PFI法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）をいう。
BIM/CIM活用業務	本事業における BIM/CIM（Building/Construction Information Modeling, Management）の導入及び活用に係る業務をいい、その業務内容の詳細は要求水準書による。
BIM/CIM活用工事	本事業における BIM/CIM（Building/Construction Information Modeling, Management）の導入及び活用に係る工事をいい、その工事内容の詳細は要求水準書による。
ICT活用工事	本事業における ICT（i-Construction）の導入及び活用に係る工事をいい、その工事内容の詳細は要求水準書による。
維持管理業務	点検業務、補修業務、台帳作成・管理業務及び調整マネジメント業務（維持管理段階）を総称していう。
各業務	調査・設計業務、工事業務、工事監理業務及び維持管理業務をいう。
既存ストック	発注者又は占有者が所有する管路・マンホール（電力、通信）等の既存施設をいう。
業務計画書	各業務に関する業務の計画書（維持管理業務については、維持管理期間の各事業年度に係る業務の計画書も含む。）をいい、その内容の詳細は要求水準書による。
業務報告書	各業務に関する業務の報告書をいい、その内容の詳細は要求水準書又は発注者が別途指定するところによる。
工事監理業務	本施設の建設工事に対する工事監理に係る業務をいい、その業務内容の詳細は要求水準書による。
工事期間	工事業務の着工日から本施設の引渡しまでの期間をいう。
工事企業	工事業務（ただし、工事監理業務を除く。）を事業者から直接受任し、又は請け負う者をいう。
工事業務	整備工事業務、調整マネジメント業務（工事段階）及び整備施設の所有権移転業務を総称していう。
事業期間	本契約の締結日を開始日（同日を含む。）とし、理由の如何を問わず本契約が終了した日又は令和30年3月31日のいずれか早い方の日を終了日（同日を含む。）とする期間をいう。

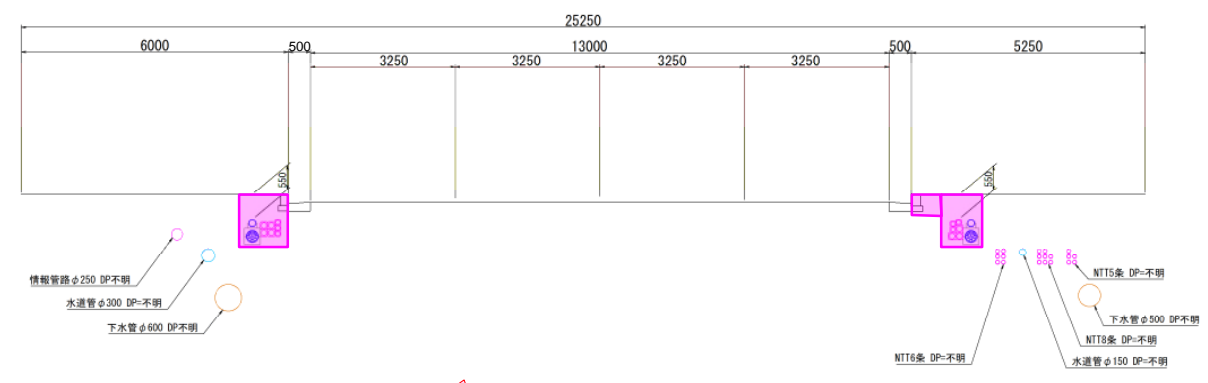
用語	定義
事業者	特定事業を実施する民間事業者をいう。
事業対象区域	要求水準書において定める事業場所である区域をいう。
事業年度	事業期間中の4月1日から翌年の3月31日までの期間とし、初年度については、事業契約の締結日から最初に到来する3月31日までとする。
事業費	発注者が事業者を支払う本事業の実施による対価の総額をいう。
下請負人	本事業の実施に伴う各業務の一部を選定企業から請け負う者をいう。
詳細設計業務	本施設の詳細設計及びこれに関連する業務をいい、その業務内容の詳細については要求水準書による。
成果物	要求水準に基づき事業者が作成する設計図書等その他の一切の書類、図面、写真、映像等の総称をいう。
整備施設の所有権移転業務	本施設の所有権を発注者に移転させる業務をいい、その業務内容の詳細については要求水準書による。
施工計画書	本施設の施工に関する計画書をいい、その内容の詳細は要求水準書による。
設計図書等	本施設の詳細設計の内容を示す設計図書及び関連する調査の結果を示す報告書をいい、その内容の詳細は要求水準書による。
選定事業	PFI法第2条第4項に定める選定事業をいう。
調査業務	事業対象区域における測量、探査、調査及び関連するその他の業務をいい、その業務内容の詳細については要求水準書による。
調査・設計業務	事前調査業務、詳細設計業務、調整マネジメント業務（設計段階）を総称していう。
調整マネジメント業務	調整マネジメント業務（設計段階）、調整マネジメント業務（工事段階）及び調整マネジメント業務（維持管理段階）を総称していう。
調整マネジメント業務（維持管理段階）	維持管理業務と平行して占有業者等との間で行う必要な調整業務等をいい、その業務内容の詳細については要求水準書による。
調整マネジメント業務（工事段階）	整備工事業務の実施に当たり必要となる規制箇所等の調整や隣接家屋・店舗等との出入口調整等の調整業務等をいい、その業務内容の詳細については要求水準書による。
調整マネジメント業務（設計段階）	詳細設計業務と平行して占有業者等や地元住民等関係機関との

用語	定義
計段階)	間で行う調整業務等をいい、その業務内容の詳細については要求水準書による。
点検業務	維持管理対象施設の性能及び機能を適正に維持管理するための点検業務をいい、その業務内容の詳細については要求水準書による。
引渡予定日	本施設の引渡予定日である令和14年3月頃をいう。
不可抗力	暴風、豪雨、洪水、高潮、雷、地滑り、落盤、地震その他の自然災害、又は戦争、テロリズム、放射能汚染、火災、騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象のうち、通常の見込み可能な範囲外のものであって、「発注者」又は「事業者」のいずれの責めにも帰さないものをいう。ただし、「法令等の変更等」は、「不可抗力」に含まれない。
法令等	法律・政令・省令・条例・規則、若しくは通達・行政指導・ガイドライン、又は裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断、その他公的機関の定める一切の規程・判断・措置等をいう。
法令等の変更等	本契約の締結時点における既存の法令等の変更若しくは廃止又は新たな法令等の新設をいう。
補修業務	維持管理対象施設の性能及び機能を適正に維持管理するための補修その他の業務をいい、その業務内容の詳細については要求水準書による。
本件工事	本施設の建設工事をいう。
本事業	事業契約書等及びPFI法に基づいて実施する国道4号茶畑地区電線共同溝PFI事業をいう。
要求水準	「発注者」が「本事業」の実施にあたり、「事業者」に履行を求める水準をいう。なお、「事業計画書」に記載された提案内容が「要求水準書」に示された水準を上回る場合は、当該提案内容による水準を適用する。

別紙2-1 事業対象区域図（設計業務・工事業務）



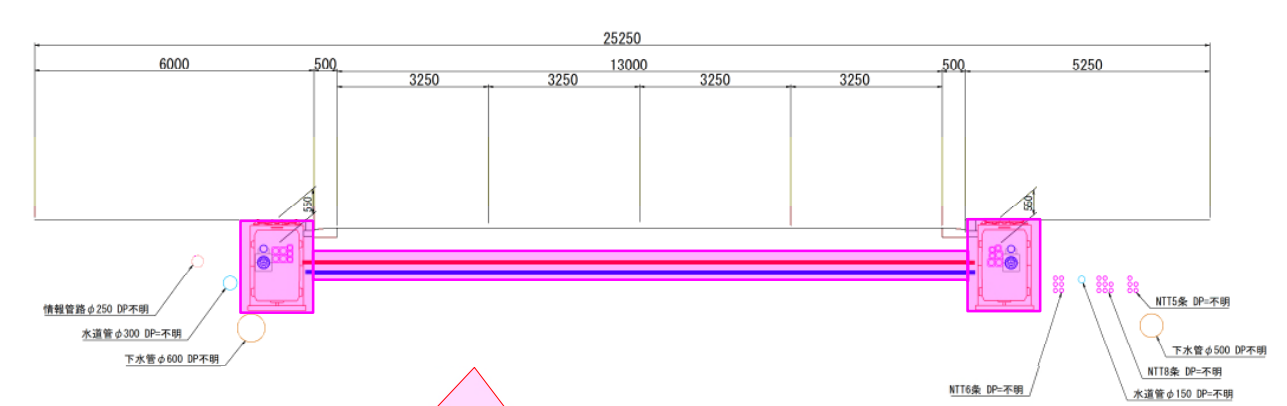
標準横断面
(管路部)



本事業（上下線・横断面）

- ①設計：電線共同溝、道路（車道・歩道）、道路附属物
- ②工事：電線共同溝、道路（車道・歩道）、道路附属物

標準横断面
(特殊部横断面)



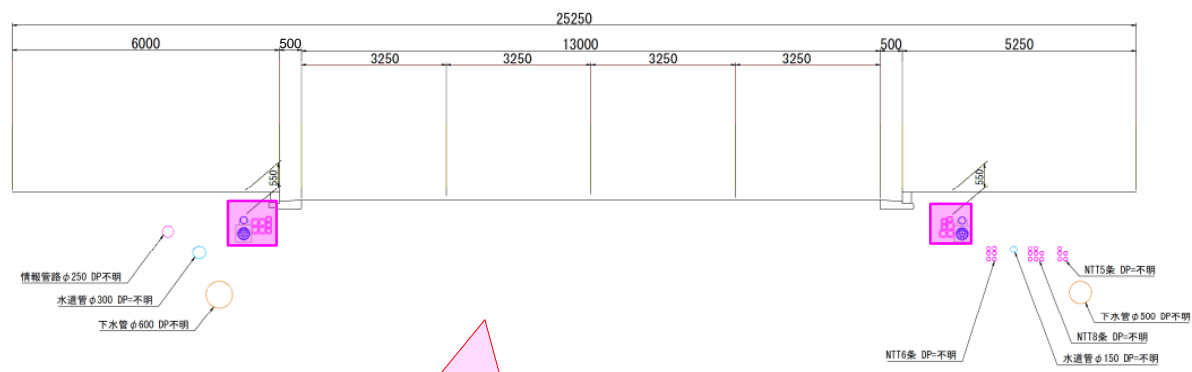
本事業（上下線・横断面）

- ①設計：電線共同溝、道路（車道・歩道）、道路附属物
- ②工事：電線共同溝、道路（車道・歩道）、道路附属物

別紙2-2 事業対象区域図（維持管理業務）

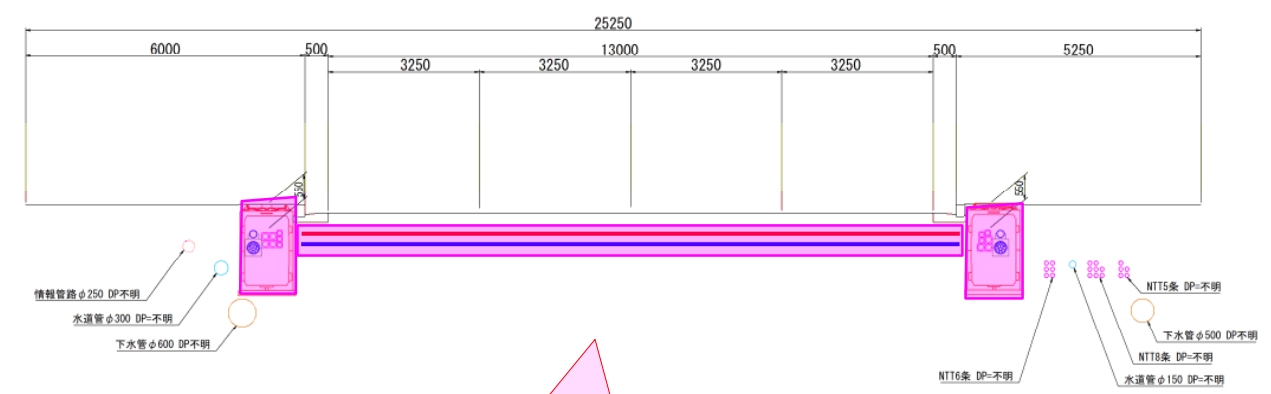


■標準横断面
(管路部)



本事業（上下線・横断面）
・③維持管理：電線共同溝

■標準横断面
(特殊部横断面)



本事業（上下線・横断面）
・③維持管理：電線共同溝

情報取扱者名簿及び情報管理体制図

①情報取扱者名簿

※情報取扱者は本業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とする。

		氏名	住所	生年月日	所属部署	役職
情報管理責任者 (※1)	A					
情報取扱管理者 (※2)	B					
	C					
業務従事者 (※3)	D					
	E					
再委託先	F					

(※1) 本業務における情報取扱のすべてに責任を有する者

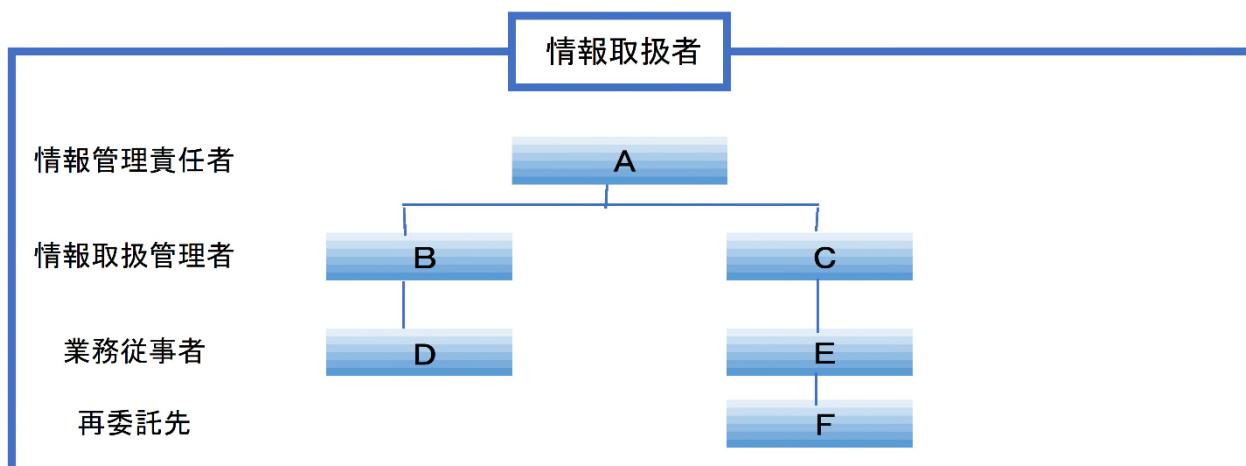
(※2) 本業務の進捗状況などの管理を行う者で、本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※3) 本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

※このほか、日本国籍以外の国籍を有する者については、国籍やパスポート番号等を別途報告するものとする。

②情報管理体制図

(例)



※本業務の遂行にあたって、保護すべき情報を取り扱うすべての者を記載すること(再委託先も含む)。

③その他

- ・別途提出している資料により必要な情報を確保できることを発注者が認める場合には、当該資料で代用することができる。
- ・情報管理規則等の内規を別途添付のこと。
- ・必要に応じ、本別紙3記載の内容を確認するため追加で提出を求める場合がある。

別紙4 工事打合せ簿

（【「工事における週休2日の取得に要する費用の計上について(試行)」の運用について】
 に示す現場閉所実績(現場閉所率)の確認資料を監督職員に提示し確認を受けること)

工事打合せ簿

発議者	<input type="checkbox"/> 発注者 <input checked="" type="checkbox"/> 受注者	発議年月日	令和〇〇年〇月〇日										
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input checked="" type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> その他 ()												
工事名	〇〇〇〇〇〇〇〇工事												
(内容) 特記仕様書 第1編 共通編 第1章 総則〇-〇〇「週休2日の実施」に基づき、週休2日実施状況について協議します。													
<table border="1"> <tr> <td>①工事着手日</td> <td>令和〇〇年〇月〇日</td> </tr> <tr> <td>②工事完成日</td> <td>令和〇〇年〇月〇日</td> </tr> <tr> <td>③週休2日対象期間</td> <td>〇〇日 (年末年始・夏季休暇除く)</td> </tr> <tr> <td>④うち現場閉所日</td> <td>〇〇日</td> </tr> <tr> <td>⑤現場閉所率(④÷③)</td> <td>〇〇.〇%</td> </tr> </table>		①工事着手日	令和〇〇年〇月〇日	②工事完成日	令和〇〇年〇月〇日	③週休2日対象期間	〇〇日 (年末年始・夏季休暇除く)	④うち現場閉所日	〇〇日	⑤現場閉所率(④÷③)	〇〇.〇%		
①工事着手日	令和〇〇年〇月〇日												
②工事完成日	令和〇〇年〇月〇日												
③週休2日対象期間	〇〇日 (年末年始・夏季休暇除く)												
④うち現場閉所日	〇〇日												
⑤現場閉所率(④÷③)	〇〇.〇%												
添付図 葉、その他添付図書 出勤簿(写)、(または工程表等)													
処理 ・ 回答	発注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 [] 年月日：											
	受注者	上記について <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 [] 年月日：											

総括 監督員	主任 監督員	監督員

現場 代理人	主任 (監理) 技術者

別紙6 「特定調達品目対象一覧表」(土木関係)

分類	品目名		当該工事該当品目	
	(品目分類)	(品目名)	当初	変更
骨材(H13)	アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物	○	
	路盤材	再生骨材等	○	
	小径丸太材	間伐材		
	混合セメント	高炉セメント フライアッシュセメント		
資材(H14)	盛土材等	建設汚泥から再生した処理土		
	コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材		
		フェロニッケルスラグ骨材		
		銅スラグ骨材		
	アスファルト混合物	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物		
	路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材		
	コンクリート及コンクリート製品	透水性コンクリート		
	塗料	下塗用塗料(重防食)		
園芸資材	パークたい肥			
	下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料(下水汚泥コンポスト)			
道路照明	環境配慮型道路照明			
資材(H15)	盛土材等	土工用水砕フラグ		
	塗料	低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	○	
資材(H16)	地盤改良材	地盤改良用鉄鋼スラグ		
	セメント	エコセメント		
	吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート		
	舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック(焼成)		
資材(H17)	コンクリート用スラグ骨材	電気炉酸化スラグ骨材		
	舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック類(プレキャスト無筋コンクリート製品)		
資材(H18)	盛土材等	銅スラグを用いたケーソン中詰め材		
		フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材		
資材(H20)	コンクリート用型砕	再生資材を使用した型砕		
資材(H21)	鉄鋼スラグ水和固化体	鉄鋼スラグブロック		
	中央分離帯ブロック	再生プラスチック製中央分離帯ブロック		
資材(H22)	アスファルト混合物	中温化アスファルト混合物		
建設機械(H13)	-	排出ガス対策型建設機械	○	
		低騒音型建設機械		
工法(H15)	建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法		
	コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法		
	舗装(路盤)	路上再生路盤工法		
	法面緑化工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法		
工法(H16)	建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法		
工法(H23)	舗装(表層)	路上表層再生工法		
目的物(H15)	舗装	排水性舗装		
		透水性舗装		

別紙 7—2 舗装構造提案書

番号	項目内容
----	------

(1) 構造提案の内容
【構造提案】……略図等

(2) 提案理由

(3) 構造提案の実施方法(材料仕様、施工要領等を記入)

(4) 品質保証の証明(品質保証書の添付等)

(5) その他

別紙 7—3 舗装構造提案書

番号	項目内容
----	------

(1) 工業所有者等の排他的権利を含む構造提案である場合、その取扱いに関する事項

(2) 構造提案が採用された場合に留意すべき事項(提案内容の公表に係る所見等)

